

地域で取り組む猫問題

更新日：2026年08月14日

野良猫（飼い主のいない猫）についてのお知らせ

猫が可哀想だからと餌をあげるその行動、一見優しいように思えますが近隣トラブルにも繋がるかもしれません。餌だけを与え続けることで、猫が集まり繁殖し、糞尿や鳴き声、悪臭など生活環境にも影響を及ぼします。そこで大切なことは、猫の避妊去勢手術を進め、あげた餌の回収や糞尿などの清掃など、最後まで責任を持って管理する地域の方たちの協力が必要不可欠です。人も猫もトラブルなく過ごせる町づくり、一人ひとりのご理解とご協力をお願いいたします。

猫への虐待や遺棄は禁止

猫は法律上、愛護動物です。愛護動物を虐待すると「1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金」になります。遺棄の場合も同様です。

・愛護動物とは、人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」及び飼い主の有無にかかわらず全ての「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いとうさぎ、鶏、いばと、あひる」を言います。

・遺棄とは、家庭の事情などで飼養できなくなった際に、野外に捨てる行為を言います。

さくらねこ無料不妊手術事業について

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術費等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこ TNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分減少に寄与する活動です。

[リンク先 https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/](https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/)

この記事に関するお問い合わせ先

住民福祉課 窓口係

電話番号：0557-95-6203

所在地：静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354

[メールフォームでのお問い合わせ](#)